

三重県立学校体育施設開放要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、三重県立学校体育施設の使用に関する規則第11条の規定に基づき、県立学校の体育施設及び設備並びに備品（以下「体育施設等」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(体育施設開放の原則)

第2条 校長は、学校教育活動に支障のない限り、可能な範囲で体育施設を開放するものとする。

2 校長は、体育施設開放に係る日時調整等のため、使用委員会等を設置することができる。

(開放事務)

第3条 体育施設開放に関する事務は、三重県教育委員会事務局保健体育課及び体育施設を開放する学校が行うものとする。

2 次に掲げることについては、体育施設を開放する学校が行うこととする。

（1）体育施設使用許可申請の受付及び体育施設使用許可書の交付

（2）体育施設の鍵の管理

（3）体育施設等の使用後の状況確認

（4）体育施設及び照明設備使用料の決定

（5）納入通知書の発行及び送付

(使用者の範囲)

第4条 体育施設等の使用にあたっては、使用者の中から成人の責任者を選任することとする。使用者は、責任者の管理のもとで安全にスポーツ活動を行うことができる者とする。

2 責任者は、以下の役割を負うこととする。

（1）体育施設等の使用に係る管理

（2）使用者の安全確保及び指導

（3）使用簿の記入

(使用の許可)

第5条 校長は、必要に応じて申請者に体育施設使用の目的、使用者の構成、競技の内容、営利性などを確認し、適切に体育施設等を使用できるかどうかの検討を行い、許可するものとする。

(使用料)

第6条 校長は、体育施設使用許可書に基づき、使用簿等により体育施設の使用を確認することとする。また、許可書の最終日の使用を確認することもって、使用の事実を確認した日として使用料を決定することとする。なお、使用料の算定にあたっては、許可した体育施設ごとに時間単位で行うこととし、連続しない使用については別に算定することとする。

(体育施設使用料の免除対象)

第7条 体育施設使用料の免除を受けることができる者は、次に掲げる者とし、下記の事実を確認できるものを提出すること。

（1）総合型地域スポーツクラブ（みえ広域スポーツセンター）が承認したクラブ

- (2) 障がい者及び障がい者団体（障がいのある方の利用が総数の1／3以上の場合）
- (3) 学校及び保育所等
- (4) 部活動を地域移行として受け入れた実施主体・運営団体（学校の部活動を地域に委ねた地域クラブ活動）

（報告）

第8条 校長は、当該年度の使用状況を県立学校体育施設開放使用状況報告書により翌年度の4月15日までに教育委員会事務局に報告する。

（細則）

第9条 この要綱の実施に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年12月18日から施行する。

ただし、第7条及び第8条の規定は、令和元年10月1日から適用する。

附 則（令和3年7月26日）

この要綱は、令和3年10月26日から施行する。

附 則（令和3年10月12日）

この要綱は、令和3年10月15日から施行する。

附 則（令和5年3月22日）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。